

【平成25年5月2日付け】

○目次viii頁

第41, 2の見出し

誤「委任者の金銭の消費についての責任」

正「受任者の金銭の消費についての責任」

○117頁

第10, 4の（概要）3行目

誤「大判明治39年10月29日民録12輯641頁等」

正「大判明治39年10月29日民録12輯1358頁等」

○205頁

第16, 5の（概要）2行目

誤「前記2参照」

正「前記3参照」

○371頁

第30, 3の本文4行目

誤「上記2」

正「前記2」

○375頁

第30, 5の本文末尾

誤「無効とする。」

正「無効とするものとする。」

○481頁

第40, 2(3)の（概要）第3段落2行目

誤「注文者の責任」

正「注文者の権利」

○489頁

第41, 2の見出し

誤「委任者の金銭の消費についての責任」

正「受任者の金銭の消費についての責任」

【平成25年7月4日付け】

○目次viii頁

第43, 2の見出し

誤「寄託者の自己執行義務」

正「受寄者の自己執行義務」

○5頁

第1, 2の(補足説明)5の第1段落5行目

誤「どのように悪性が高く」

正「同様に悪性が高く」

○8頁

第2の(補足説明)2の第3段落2行目

誤「どの程度の理解していることが」

正「どの程度の理解をしていることが」

○22頁

第3, 2の(補足説明)3(4)の4行目以下

誤「要するとすべきでである」

正「要するとすべきでである」

○28頁

第3, 3の(補足説明)2(4)の3行目以下

誤「識らなかった」

正「知らなかった」

○28頁

第3, 3の(補足説明)2(4)の5行目

誤「この考え方はによれば」

正「この考え方にによれば」

○32ページ

第3, 4の(補足説明)3(1)の第2段落16行目

誤「意思表示が到達したとみなされるされる」  
正「意思表示が到達したとみなされる」

○60頁

第5, 4の(補足説明)3の第2段落14行目  
誤「改正しないことととしている」  
正「改正しないこととしている」

○63頁

第6, 1の(概要)第3段落2行目  
誤「民法130条」  
正「民法第130条」

○134頁

第11, 1の(補足説明)2の第4段落7行目  
誤「無意味であるとして」  
正「無意味であるとして」

○143頁

第12, 1の(補足説明)2(1)の第1段落16行目  
誤「同項はを削除するものと」  
正「同項を削除するものと」

○189頁

第16, 1の(補足説明)2(2)の第3段落1行目  
誤「本文(2)は」  
正「本文(1)第2文は」

○211頁

第17, 1の(補足説明)1の第2段落1行目  
誤「主債務の内容」  
正「保証債務の内容」

○230頁

第17, 6, (2)の(補足説明)第3段落8行目  
誤「前記第27, 2参照」

正「後記第27, 2参照」

○293頁

第22, 9の(補足説明)3の第3段落2行目以下

誤「滅失若しくは損傷のおそれがないとき」

正「滅失若しくは損傷のおそれがあるとき」

○348頁

第28, 2の(補足説明)第1段落4行目

誤「保護するべきであるいう」

正「保護するべきであるという」

○358頁

第28, 7の(補足説明)3の第2段落2行目

誤「承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは」

正「指定した行為を完了するのに相当な期間を経過するまでは」

○371頁

第30, 2の(補足説明)2(3)の第3段落10行目

誤「相手方に事業者に赴いて」

正「相手方に事業所に赴いて」

○385頁

第32の(補足説明)2の第3段落4行目

誤「なお, 本文イの」

正「なお, 本文イの」

○391頁

第33の(補足説明)3の第1段落10行目

誤「完成させなければ」

正「完成させなければ」

○472頁

第40, 1の(概要)第1段落3行目

誤「完成させることができなくなかった場合」

正「完成させることができなくなった場合」

○ 472頁

第40, 1の(概要)第2段落16行目

誤「完成して始めて」

正「完成して初めて」

○ 512頁

第43, 2の表題

誤「寄託者の自己執行義務(民法第658条関係)」

正「受寄者の自己執行義務(民法第658条関係)」

○ 512頁

第43, 2の(注)1行目

誤「『受寄者の承諾を得たとき,」

正「『寄託者の承諾を得たとき,」